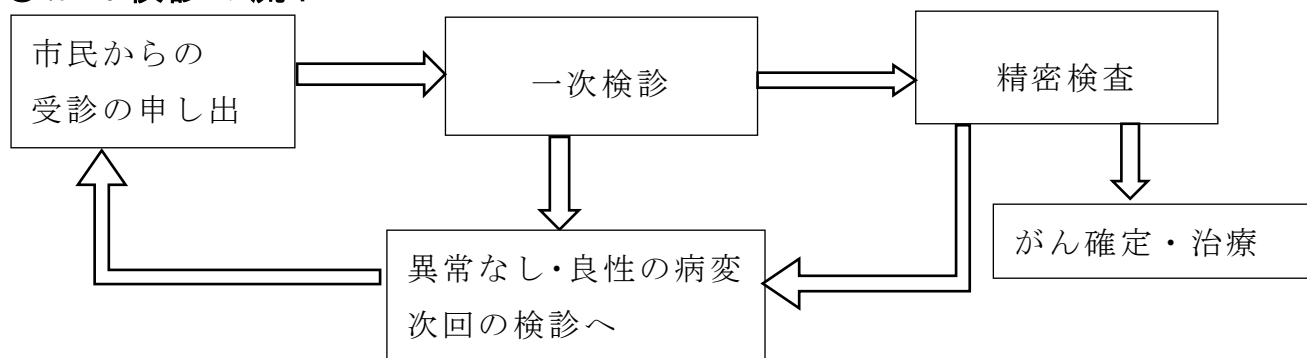


佐世保市肺がん検診業務委託仕様書

本契約に基づく肺がん検診については、次のとおり実施すること。

○がん検診の流れ



下の①～④の各項目について、カッコ内の項番に示す内容により実施する。

①一次検診の実施

- 検診対象者かどうか確認すること（項番「1, 2, 3」）。
- 受診者から負担金を徴収すること（項番「4」）。
- 一次検診を実施すること（項番「5, 6, 7」）。
- 一次検診の結果を受診者に通知すること（項番「6」）。

②精密検査の実施

- 精密検査を実施すること（項番「8」）。

③報告・委託料の請求

- 検診結果を市へ報告し、委託料を請求すること（項番「7, 10」）。

④その他の事項

- 記録を保管すること（項番「9」）。
- 精度管理に努めること（項番「11」）。
- 仕様書に定めがないものの取扱い（項番「12」）。

1. 検診の対象者

- 佐世保市に住民票がある40歳以上の市民。
※やむを得ない事情により住民票を佐世保市に異動できない方への実施も可。

その場合は健康づくり課に問い合わせ確認すること。

2. 検診の対象者の例外

次のいずれかに該当する場合は、佐世保市肺がん検診の対象とはならない。

「3. 対象者の確認方法について」に従い、十分に確認をすること。

- (1) 法令に基づく胸部エックス線検査による胸部検診の対象者。
- (2) 肺がんの診断で通院治療中、肺がん術後5年以内の者など定期的な受診が必要な者。
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律第7条に規定する医療保険各法に基づく健康保険組合等並びに事業所・施設等が保健事業・福利厚生等として実施する胸部検診を受けることができる者（やむを得ない事情がある場合は、この限りではない）。
- (4) 年度内（4月1日～翌年3月31日）に佐世保市肺がん検診を受診済みである者。

3. 対象者の確認方法について

次の方法で実施する。

- (1) 受診者への聞き取り
- (2) 各種被保険者証など
- (3) 佐世保市肺がん検診カルテ（自院で保管している分のみ）

※不明な点がある場合は、健康づくり課に問い合わせができる。

（平日8時30分から17時15分の間に限る）

※上記（1）～（3）の確認をせず「2. 検診の対象者の例外」に該当するものに検診をした場合、委託料を支払えないこととなるので十分注意すること。

4. 受診者の負担金

受診者の負担金は次のとおり。実施医療機関で徴収する。

- 40歳～69歳 胸部エックス線検査 400円
胸部エックス線検査＋喀痰検査 900円
- 70歳以上 無料

ただし、次に該当する方は、上記にかかわらず負担金は無料。

医療機関窓口において各種証明書等を確認すること。

- ・生活保護受給者
 - ・佐世保市国民健康保険加入者
 - ・市民税非課税世帯
 - ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者。
- ※市への報告の際に、確認した証明書等（コピー可）を併せて提出すること。

5. 検診実施方法

次のとおり実施する。

1 問診

喫煙歴及び血痰の有無は必ず聴取し、過去の検診の受診状況等を聴取すること。

2 胸部エックス線検査

(1) 適格な胸部エックス線写真を撮影すること。

(2) 読影は「肺がん集団検診の手引き」（日本肺がん学会集団検診委員会編）に準じて、十分な経験を有する複数の医師によって行う。また、その結果に応じて、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影することが望ましい。

十分な経験を有する複数の医師による読影が可能な医療機関は、当該医療機関で責任を持って読影を行うこと。

それ以外の医療機関は、医師会の読影会で読影を行うこと。

医師会における読影会では、直接撮影用エックス線フィルムまたはCR・FPDでのドライフィルムを二重読影するものとする。

4 喀痰検査

(1) 対象者は、問診の結果、原則50歳以上で、喫煙指数（1日本数×年数）が600以上であることが判明した者（過去における喫煙者を含む）。

(2) 対象者に対し、有効痰の採取方法を説明するとともに喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。喀痰は、起床時の早朝痰とし、原則として最低3日の蓄痰を行う。

(3) 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。

この場合において、医師及び臨床検査技師は、日本臨床細胞学

会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。また、同一検体から2枚以上の検体を作成し、2名以上の技師によりスクリーニングする。

5 その他

検査における事故等については、検査を実施した医療機関が責任を持つものとする。

6. 受診者への結果通知

検診の結果は、一次検診実施機関から受診者に速やかに通知する。

※精密検査が必要な方については、適切な受診指導を実施すること。

7. 市への報告・請求

次の書類をまとめて検査月の翌月20日までに報告すること。

○がん検診（一次）委託料請求書 ※委託料の支払は一次検診のみ

○受診者名簿（検診結果を記入すること）

○佐世保市肺がん検診カルテ

※カルテは4枚複写となっている。

1枚目 医療機関保存用（検診実施機関で保管すること）

2枚目 医師会報告用（医師会に提出すること）

3枚目 佐世保市報告用（請求書と共に佐世保市へ提出すること）

4枚目 受診者への通知用（受診者に渡すこと）

8. 精密検査の実施

精密検査機関は、CT検査を含めた十分な精密検査が可能な機関とする。

一次検診からの流れは次のとおり。なお、精密検査は保険診療扱いとする。

① 一次検診実施医療機関

肺がん精密検査結果連絡票を作成して受診者へ渡し、精密検査の受診を勧める。

※精密検査実施医療機関に胃がん精密検査結果連絡票を提出するよう受診者に説明すること。

② 精密検査医療機関

検査実施後、精密検査の結果を受診者に説明し、肺がん精密検査結果連絡票を用いて結果をすみやかに佐世保市に報告する。

③ 佐世保市

精密検査実施医療機関から精密検査結果を受領後、佐世保市は医師会と一次検診実施医療機関へ肺がん精密検査結果連絡票を用いて報告する。

9. 記録の整備

検診実施医療機関において胸部エックス線写真、喀痰細胞診に係る検体や検診結果及びカルテ等は、少なくとも5年間保存すること。

10. 委託料の支払

委託料の支払は、一次検診が対象となる。

報告内容を佐世保市で確認した後、各医療機関に支払う。

佐世保市での確認の際、内容に疑義があった場合は、医療機関に対して電話等で照会をおこなう。

また、照会の結果、委託料を支払えないこととなる場合がある。

委託料支払の可否は下表のとおりとなるので留意すること。

例	医療機関での対象者確認	委託料の支払
年度内2回目の受診 (1回目と2回目の医療機関が同一の場合)		支払わない
年度内2回目の受診 (1回目と2回目の医療機関が異なる場合)		支払う
佐世保市に住民票がない者の受診	受診者への聞き取り、被保険者証などの確認を行った	支払う
	受診者への聞き取り、被保険者証などの確認を行っていない	支払わない
上記以外の場合		その都度協議する

11. 精度管理について

がん検診の質の向上を図るため、事業評価を実施する。

佐世保市より事業評価のためのチェックリストを送付された際は必ず回答すること。また、チェックリストの内容は、厚生労働省から求められてい

る基準である。がん検診の精度向上のため、チェックリストの項目を満たした検診の実施に努めること。

12. その他

この仕様書にない案件等が生じた場合は、佐世保市と佐世保市医師会で協議を行い決定する。